

## 令和元年度第3回 海老名市都市計画審議会 会議録

開催日時等	令和元年 12 月 3 日 (火) 10 : 00 ~ 12 : 00 議員全員協議会室		
議案	1 海老名市都市計画生産緑地地区の変更 (諮問) 2 海老名市都市マスタープランの改定について (報告)		
出席委員 ◎会長 ○副会長	◎大坂 城二 松本 孝夫 佐々木 弘 城向 秀明	○梶田 佳孝 前田 正晴 志野 誠也 伊波 武則	鈴木 守 相原 京子 笠間 順 (代理 : 竹山まちづくり建築指導課長) 岡 佐恵子  長嶋 睦美 日吉 弘子
公開の可否	公 開	傍聴者数	2 名
幹事	理事兼まちづくり部長 武石 昌明 まちづくり部次長 (都市担当) 金指 太一郎 まちづくり部次長 (建設担当) 栗山 昌仁 まちづくり部参事兼都市計画課長 佐藤 秀之 まちづくり部都市計画課主幹 濱田 望		
事務局	都市計画課 主幹兼都市政策係長 佐々木良一、主査 柳本 巖 主事補 武川 梨花		
議事結果	○諮問 1 件、報告 1 件		

15名中14名出席

## (議事経過)

### ・議案(1)海老名都市計画生産緑地地区の変更【諮問】

会長	諮問事項、「海老名都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、事務局から説明願います。
事務局	(資料1に基づき、事務局より説明)
会長	事務局からの説明が終わりました。 これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。
A委員	生産緑地地区に指定されることにより、固定資産税等の税制上で優遇されるとありますが、この内容について説明をお願いします。
事務局	生産緑地地区における税制上の優遇として、一つは、固定資産税と都市計画税が市街化区域内の農地であれば、宅地並み評価、宅地並み課税となりますが、生産緑地地区については、農地評価、農地課税となり、市街化調整区域の農地と同じような扱いとなります。また、市街化区域内農地については、相続税、贈与税の納税猶予の特例を適用することができませんが、生産緑地地区については納税猶予の特例を適用することができます。
A委員	具体的にどれぐらい税額が変わるのでしょうか。
事務局	生産緑地地区の場所にもよるかと思いますが、約100倍の差があるかと思えます。
A委員	体調等によって、休耕することもあるかと思いますが、その間の取り扱いや、耕作の有無についてはどのように確認されているのでしょうか。
事務局	生産緑地地区の対象となる農地等とは、現に耕作されている農地だけではなく、何らかの理由により一時的に耕作されていない状態のいわゆる休耕地であっても、容易に耕作することができるような状態であれば、農地等に含まれるとされているため、生産緑地地区として指定されたままとなります。ただし、耕作が放棄された荒地については、農業委員会事務局と調整をして、指導等のできることをしていくこととなります。生産緑地地区の状況については、農業委員会が実施している農地パトロールに同行し、生産緑地地区の状況を確認しております。
A委員	耕作する作物というのは、芝等でもよいのでしょうか。
事務局	食用の農作物だけではなく、芝生あるいは植木の苗木の栽培を目的とする土地であっても農地等の対象となるとしています。特に、農作物の種類が限定されているということはありません。
B委員	相続税についてですが、生産緑地地区として相続することで相続税が軽減されるという認識でよろしいのでしょうか。
事務局	相続税が軽減されるということではなく、納税猶予の特例とは、農業を営んでいた被相続人から、農業の用に供されていた農地等を相続等により取得した農業相続人が、その農地等において引き続き農業を営む場合には、一定の要件の下に相続税

額の納税を猶予するというものになります。

B委員 納税猶予の適用を受けるためには、営農することが条件だったと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

事務局 税務署の判断になりますが、終身営農が条件になろうかと思えます。

C委員 この生産緑地制度については、数年前に生産緑地法が改正されたかと思えます。面積要件が500㎡から300㎡に緩和され、これまでよりも農地所有者が手を挙げやすくなることを狙って改定されたかと思えますが、法律や制度が変わって以降、生産緑地地区が増えている傾向なのか、横ばいもしくは減少傾向にあるのかを伺いたい。

事務局 例年、生産緑地地区の都市計画変更については、主に行為の制限が解除された生産緑地地区について、廃止の手続きのために諮問をさせていただいております。今回、生産緑地地区の面積要件を市の条例で緩和し、指定基準の見直しをしたことにより、生産緑地地区の追加指定が5件、区域の拡大が2件あったことで、これまで生産緑地地区は箇所数、面積ともに減少傾向にありましたが、面積については0.1ha増加いたしました。こういったこともあり、条例の制定及び指定基準の見直しについて、一定の成果を得たのではないかと考えております。

C委員 制度変更により、生産緑地の貸し借りが比較的しやすくなったと理解していますが、そのへんはいかがでしょうか。また、海老名市でも賃借による営農がされているのでしょうか。

事務局 生産緑地における貸借については、貸借の円滑化を図ることを目的とした都市農地の貸借の円滑化に関する法律が、平成30年に制定されております。生産緑地の貸借については、従前から農地法による貸借が可能でしたが、法定更新が適用されることや、相続税の納税猶予が、原則、打ち切られてしまうこともあり、全国的にも積極的に活用された事例は少ないかと思えます。都市農地貸借法では、こういった課題を解消した制度となっているかと思えます。海老名市においても、農業の主たる従事者の死亡により、生産緑地地区を相続したものの自ら耕作することができない農地所有者と、他の農業従事者との間で貸し借りが行われ、生産緑地地区が維持された事例が一件ございました。今後も、マッチング等の課題もあるかと思えますが、営農を続けることが困難であり、生産緑地を維持していくことができないといった相談があった際には、都市農地の貸借の制度により生産緑地についても貸し借りがしやすくなったということを紹介し、生産緑地地区が維持されるように努めていきたいと考えております。

D委員 生産緑地の2022年問題ということで、海老名市の生産緑地についても大きく変化があると考えられますが、都市農業振興基本法に基づく、都市農業振興基本計画において、地方公共団体として取り組むべきことが定められていると思えます。このことについては、生産緑地とも関連があることだと思えます。ただ生産緑地地区を指定するだけでなく、海老名市として生産緑地に対してどういった取り組みをしていくのか、大きくは農業施策になるかとは思いますが、都市計画としてどのような基本的スタンスを取っていくのかを伺いたい。

事務局 今後の生産緑地地区の指定の考え方について説明いたします。宅地化すべきものだった市街化区域内の農地が、あるべき農地として保全するという法改正の趣旨に基づいて、都市計画部門としては面積要件を緩和する条例の制定や、指定基準の見直しを行いました。一方で農業振興施策については、都市計画部門だけでは負えない部分もございますので、農政部門と調整しながら検討していきます。

D委員

面積要件の緩和は、生産緑地を残すための施策の一つではあるかと思いますが、生産緑地地区として指定されたとしても、営農を続けることができないのであれば保全していくことはできないため、農業振興施策とは関連性がでてくるものと思います。都市計画の問題ではないということではなく、関連があることとして、農政部門と擦り合わせがあつて然るべきだと思います。市街化区域内の農地を保全していくということであれば、残すための施策にしっかりと取り組んでいく必要があるかと思いますが、このことについてもう少し伺いたい。

幹事

2022年問題という話もございましたが、都市農地に関連する都市計画部門の施策として、指定から30年経過する生産緑地を特定生産緑地として指定できることになり、買取りの申出をすることができる時期を10年間延長することが可能になったことが一つございます。また、都市農地を貸し借りしやすくすることにより、農地を守っていくという施策もございます。その他、都市計画部門として考えられる施策として、緑地や災害時の避難場所として指定することにより保全を図っていくことも考えております。そういった面もあわせて、今後、農政部門と一緒に農地や緑地を守っていく施策を、しっかりやっていく必要があると考えております。

D委員

2022年までそれほど時間もないので、関連部署としっかり調整をしていただき、残すための施策を検討していただきたい。

会長

この件については、庁内でしっかりと議論をしていただき、施策を進めていただきたいと思います。他にご意見は無いようですので、本件につきましては原案通りで異議無しということによろしいか。

全委員

異議なし。

会長

それでは、異議無しということで答申をさせていただきます。

## (議事経過)

### ・議案(2)海老名市都市マスタープランの改定について (報告)

会長	それでは、報告事項として、「海老名市都市マスタープランの改定」について、事務局から説明願います。
事務局	(資料2に基づき、事務局より説明)
会長	事務局からの説明が終わりました。膨大な資料の中身でございまして、パブリックコメント及び都市計画審議会で意見を賜り、それをもとに素案をまとめたという内容の説明でした。この都市マスタープランについては、2月中旬、下旬に都市計画審議会で諮問されます。従いまして、意見あるいは要望ができるのはこれが最終になるのではないかと思いますので、皆さんからご意見、ご質問があれば出していただければと思います。 それでは、ご質問のある方お願いします。
E委員	土地利用検討地について、前回の審議会ではどのような内容となっているのか説明をいただきましたが、今回、個別に考え方を出示していただいています。基本的には市街化調整区域になるので、これを市街化区域に編入するというを前提として土地利用検討地としていると思いますが、この中で住宅を主体にという記載と、先ほど議案1で諮問された生産緑地地区の説明内容と一致していない気がして理解ができません。先ほどの説明では、生産緑地法に基づいて市街化区域内の農地は保全していきますという内容でしたが、都市マスタープランでは市街化調整区域は住宅地にしていきますとなっており、背反しているような話だと思えます。もちろん、市街化区域内の農地を保全する必要はないとは思っていませんが、市街化調整区域の農地を住宅地にして市街化区域に編入する以前に、生産緑地を住宅地にした人があるならば、それはそれで構わないのではないかとこの考え方が一つあります。また、生産緑地の意味合いとして、防災拠点的な位置づけは認められると思えます。この前の大雨で相模川が氾濫してしまうような時に、避難をしていた方々がいたと思えますが、例えば、ハザードマップで浸水想定区域に指定されていない高台の生産緑地を、市が誘導してある程度まとめて避難拠点的な使い方をすることを前提として、現在の所有者と2022年を見据えながら話をしていくことが、生産緑地の最も理想的な使い方の一つなのかなと思います。そういったことであれば、市民が市街化調整区域の未利用地の話を理解できるのかなと思います。生産緑地をただ指定しているだけでは、税の優遇措置を受けて農業している土地としての意味合いが強すぎるような気がするのです、その辺の考え方について分かりやすく説明をお願いします。
事務局	生産緑地の防災的側面については、私どもも同様の考えでいましたので、今回の基準の見直しについても、そういった視点を取り入れております。実際、防災協力地となっている生産緑地も数か所ございますので、生産緑地の防災的な活用を推進していくことも考えております。生産緑地は市内に点在しており、住宅地として需要がある場所とそうでない場所があると思えます。そういった中で、宅地化を目指すよりも自然を残していく、それが防災上有益になるという部分もありますので、そういった視点でも考えていきたいと思っています。 市街地の拡大については、土地利用検討地は基本的に市街化区域に編入するというを想定しておりますが、市街化調整区域での制度活用も踏まえて検討していきたいと考えております。住宅を主体にしたものとして海老名駅周辺等について記載していますが、今後の住宅地の拡大やコンパクトシティを形成していくうえ

で、他の箇所も出てくる可能性もありますが、まずは記載の箇所について検討していこうということで位置づけをしております。

E 委員

今のお話ですと、市街化区域、市街化調整区域ということではなく、マスタープランとして見たときに、住宅地として相応しいところは、市街化調整区域を市街化区域に編入し、住宅地として相応しくないところについては、違う形の利用方法を市として誘導していく。また、生産緑地についても住宅地として相応しくないエリアであれば、宅地化を促進するのではなく、それなりの土地利用を促していくという理解でよろしいですか。

事務局

そのとおりです。生産緑地については土地所有者のご意向もございまして、丁寧に対応していかなければならないと思っております。

F 委員

前回の審議会で、都市計画において防災に着目すれば、拠点を分散するというのと、都市計画審議会のメンバーに防災の有識者や危機管理課の職員が参加することなどについて質問をしました。大規模な地震など災害時における物資の適切な運搬や備蓄ということを念頭に置いて提案をしましたが、今回のような水害もありましたので、改めて検討をお願いしたいということがあります。

また、前回意見したものについて資料2-3のNo. 9で回答をいただいておりますが、今回の素案を拝見しますと、前回の都市マスタープランと同様に拠点が相模川沿いのエリアと鉄道駅周辺に偏って分布しています。特に中部と、南部の北部である大谷、国分寺台、杉久保地区というのは、いわゆる拠点というものが空白の地区となっています。少子高齢化が進んでいる地区に、箱物を作れということではありませんが、文化の福祉拠点といったソフト的なものを空白地区に位置づけることができないかということです。一例として、農業アカデミーや小学校を利用する、あるいはサービスエリアと連携するということの記載がありますので、No. 9のコメントを2つに分けるか、ボリュームのあるものに修正していただきたいというものでございます。

事務局

防災の専門家を都市計画審議会にということですが、最近の自然災害のこともありますし、この間の台風では海老名市でも相模川が氾濫する危険性がありました。また、中心地が浸水するという地理的な特性もあります。専門家のご意見を頂くことも重要だとは思っておりますので、今すぐというのはなかなか難しいですが、次の改選のタイミングで、そういった学識のある方や専門家をお呼びするか、それに合わせて市の防災部局も加えるといったことも検討していきたいと考えております。

拠点についてですが、前回ご意見等を頂きましたので、今回、サービスエリアとの連携について記載をさせていただきました。都市マスタープランにおける全体構想の拠点となると具体的な位置づけをする拠点がいないため難しい部分がございます。地域別構想では、今回、追加をしておりますが、どういう書き方ができるのかをもう少し検討をさせていただいて、対応していきたいと考えております。

幹事

補足説明をさせていただきます。安全面、危機管理面でお話をいただきました。この都市マスタープランにつきましては、都市計画審議会でご議論いただくのと合わせて、庁内においても、政策会議、最高経営会議ということで、消防セクション、危機管理セクションの、各部長あるいは次長の会議で、これらの内容を周知させていただいて、そこでもご議論をいただいているところでございます。

D 委員

海老名では山から開発が始まり農地を開発することで、現在の海老名のまちが出来ています。今回の水害で、水田の保水機能、貯水機能について注目されていますが、海老名市においても、水田がその役割をしているわけですね。ただ、これだけ

開発されていると、保水機能、貯水機能を保てる水田に限界が来ると思います。その辺についてはどの程度想定されているのでしょうか。危機管理の部局が参加している会議において、都市マスタープランを示して議論をされているということですから、当然そのような話が出てきて然るべきだと思います。先ほどの質問にもあったとおり、海老名のほとんどの地域はハザードマップで浸水地域となっています。宅地の中まで浸水したのはごく一部ではありますが、保水できる農地が減ってくればくるほど、その危険度は高くなっていく。さらに南部へ下っていきますと、社家、中野、上河内地区では、農地を保全していこうと思っても、物効法によっていい農地ほど開発されてしまう。そういったことも含めて、どういうお考えをお持ちなのでしょう。こういった考えを都市マスタープランではあまり取り入れておらず、自然は自然だけで流してしまっている気がします。

幹事

台風 15 号あるいは台風 19 号で、全国で一時的に多量の降雨に見舞われたということがあり、海老名市でも市民協働のまちづくりというものを進めているなかで、海老名市住みよいまちづくり条例では開発行為となる場合に、これは従前どおりですが、例えば遊水池を作ることもありますけども、現在、それぞれ一定規模以上の開発の際には、貯留施設を敷地内に設け一時的に雨をためて、雨量が減少した際に河川に流すというようなことを、開発指導の中でも行っております。まちづくり条例自体は、それぞれの所管部署からの要請をいただいたうえで条例を整備しており、そういった対応をしているところでございます。

D 委員

厚木市では、本厚木駅南側の旭町のあたりに、大きな貯水槽、25m プールで言うと 41 個分、金額にすると 30 億円くらいかけて作ってらっしゃる。それが今回、非常に機能を果たしたということです。ただ聞きましたら、もう 1 個くらいないと足りないというお話でした。海老名で考えたときに、失われた田畑の分だけ、保水、遊水機能が失われたとすると、厚木市と同じように大きな貯水槽を作らないと無理があるのではないかと思います。厚木市は昔の海老名と同じように、本厚木駅を降りたら田んぼでした。よく台風のとくに水が流れ込んだことを見えています。海老名も今、同じような状況になりつつあるわけですから、そういったことも考えずに土地利用していくことが、今後、行政として大きな財政的な負担になってくるのではないのでしょうか。農地の評価と、宅地化された土地の評価は違いますから、税収は上がるかもしれませんが、それにつれてリスクも負ってくるわけです。今回こういったことには全く触れていませんがいかがでしょう。

幹事

冒頭おっしゃられた開発と保全の関係ですが、水田の機能をどこまで分析できていたかという、今までにそこまでの計算はしておりません。さらに、今、水害の話が注目を集めておりますけど、相模川の機能については、以前の砂利の採掘でかなり断面が広がって深くなっていた川底が、今は長年の経過で相当底が上がってきている、堆積物が溜まってきているということも若干あるのかなと思います。支川からのバックウォーターですね、本川がいっぱいになってしまえば支川が溢れてしまう危険性のほうが大きいのではないかと考えています。また、相模川本川の堤防が決壊して大洪水になる危険性よりも、内水氾濫への対策が必要なのではないかと思います。恐らく厚木市も、内水氾濫をカバーするために貯水機能を設けたのかなと思います。ただ、そういった対策をやっていたけれど、最近の豪雨では非常に大きな河川の堤防が決壊しているわけです。あそこまでいってしまうと、開発における保水に必要な数値までは想定できないというところが正直なところだと思います。今後、こういったことを想定して、開発と保全の関係を都市マスタープランに溶け込ませていくかということは、一朝一夕にはなかなか難しいところだと思います。ただ、今までの開発で、都市としてそれなりの力をつけてきていますので、こういうところに更に投資をしていく、研究していくというところにシフトしていく必要もあるのかなと思います。危機管理の部隊は、事があった場合の対策は先んじてやっておりますけども、今のお話のような長期的な将来像はまだ手付かずかも

しれませんので、庁内的に議論していきたいと思ひます。

D委員

相模川の堤防が決壊してしまつたら、打つ手は見つからないと思ひますが、一番心配しているのは、その前の段階で堤防ギリギリまで迫つたような時に、本流が満水になり永池川など支流へ逆流してしまうことです。現在、永池川も、相模川の本流に近いところから改修がされて広がつておりますから、結構流れ込んでくるのかと思ひます。相模川がいっぱいになって流れ込んできた時に、どこが保つのかというと、農地や田んぼであつたりするわけです。そのようなところが失われれば失われるほど危険度が高まる。その点を心配して発言いたしましたのでご検討ください。

会長

委員からの問題提起については、事務局も含めた市全体で問題意識は共有しているのかなと思ひます。都市マスタープランは20年間の計画ではありますが、開発と自然環境の保全というのは大変な課題でございますので、それを都市マスタープランの中にどのように書き込んでいくのかということは、事務局の方で、協議、検討をしていただきたいと思ひます。委員から提起されたことについて、委員の皆さんも同じ意識だと思ひます。特に前回の大雨のときには、海老名市では5000人が避難をして、体育館が足りなくなる事態もあり、非常に防災・減災意識が高まっているときでございます。そういう意味では、海老名市の田んぼの自然、遊水池の保全を図りつつ、人口増の対処をしなくてはならない。非常に難しい課題が提起されているかと思ひますので、よく研究、討議されて、どのように書き込んでいくかも含めて協議をしていただければと会長からも願ひします。

B委員

この前の大雨の際に、我々も一部非難をしておりましたが、相模川が氾濫した際に、東名高速道路が堤防のようになってしまふのではないかと危惧しております。そうすると社家、今里地区が一番被害を受けるのではないかと考えています。排水する部分が小さいため、雨が降つたりすると東名高速道路が堤防のようになってしまふ。そういった部分で、なにか改善策を考えておられるのか。また、事業者に対して、対策について要望をしていただけるのかということについてもお伺ひしたいです。

幹事

東名高速道路の南側の排水についてですが、下水道課では今里地域の排水をできるだけ永池川の方へ流していくことについて取り組んでおり、ここで設計等を始めて、排水工事をやることを考えています。また、東名高速道路の排水についてですが、各事業者でやっていますのは、できるだけ浸透もしくは貯留させるということを考えています。高架下に砂利を敷いて浸透させることや、もしくは貯留させてゆっくり出していくという取り組みが全国で行われていますので、今後、東名高速道路の拡幅や、新東名高速道路が延伸した際にはそういった方策で雨水の流出を軽減していくという取り組みがされていくのだと思ひます。

B委員

現在、永池川を改修しておりますが、その規模だけでは不安な部分もあります。今里地区の排水を永池川に流すというお答えがありました。永池川は以前から水が溢れるような川であつて、今の状態でもどの程度水がはけるのか、その辺の部分についても、今後、いろいろ形のなかで住民に対して説明していただく機会を設けてほしいと思ひます。

会長

永池川は二級河川ですか。

幹事

一級河川です。相模川に繋がつていますので一級河川です。

永池川の改修は、当面1時間に50ミリの対応になっています。将来構想では、川底を少し掘つて74ミリ程度は排水できるようにすることを県のほうで考えています。ただ先ほどお答えしましたけれども、繋がつている相模川がだいぶ川底が上



がってきているので、その吐き出し口の方も良くしていかないと、将来計画まではなかなか時間がかかるということです。大谷地区で行われています、河川改修の川幅を広げるもの、これも今は暫定の 50 ミリ対応となっております。将来的にはもう少し深く掘って、74 ミリまでの対応だったと思いますけれども、そういった改修がなされていく計画になってございます。

B 委員

この前の大雨でコミュニティセンターに避難した方たちは、本当にこのままでこの地域は大丈夫なのかという不安が大きかったと思います。高台へ逃げようという人が結構いましたので、そのような不安を解消するような施策を取っていただいたほうが良いのではないかと思います。

幹事

昨日、市長、副市長、部長クラス含めまして、台風 19 号の総括を行いました。その中で委員がおっしゃられたように、垂直避難の話が出ました。今回 5000 人の方が避難されましたが、特に丘のほうへ逃げようと、有馬小学校のほうに車で避難された方が多かったということをお共にも存じ上げております。実際、家の中で垂直避難された方も多かったということで、今までは地震に目が向いていたところもあり、風水害に対して良い教訓になりましたので、今後、危機管理部門もそうですし、私共もしっかり検証して、計画を見直していこうと検討を進めていくことで対応していきたいと思っております。

E 委員

都市マスタープランでは、都市景観の要素も盛り込まれており、大切な要素だと思います。例えば、扇町のプロムナードでは、撮影が頻繁に行われていたり、海老名駅大谷線については美しい並木道だと思っていて、あのような景観を農地の保全とともにより向上させていただければと思うところです。最近、一番注目される玄関口はインターチェンジ周辺の未利用地だと思うのですが、いまだに景観としてはよろしくない状態となっています。このことについては、78 頁にも記載がありますので、今後、景観的にどのように考えているのかについて教えていただきたい。

事務局

インターチェンジ周辺の景観を含めて市内全域を対象としている、景観条例、景観推進計画というものがございますので、事業者はその基準を守っていただくということがあります。また、扇町についてはさらに細かいところまで計画を作っておりますが、インターチェンジ周辺についてはそこまでの計画はございません。ただ、大規模な建物になりますと、景観審議会の審議案件となります。例えば、区画整理事業をやっております運動公園周辺地区の倉庫の建設などについては、景観審議会において委員の皆様にご意見をもらいながら、他の建物よりもプラスアルファで、周囲との統一性や緑地の配置、歩道との一体性等について、景観としての配慮をしております。

E 委員

例えば、市が誘導して景観形成区域を指定するという考えもあると思いますが、駅は綺麗だけどインターチェンジは汚いよねというのは残念です。海老名インターチェンジを降りた瞬間に、海老名のイメージがある程度できてしまうこともあると思いますので、当然審議会に諮るとして、それ以前にある程度の景観を誘導していくことができれば、市のイメージや都市計画は変わってくると思いますので、意見としてお伝えします。

F 委員

冒頭で市長から、道路計画が都市マスタープランの骨組みになっていくというお話がありましたが、北欧地区では自転車などの車以外の交通機関、例えば、自転車のシェアリングをうまく活用したサーキュラーエコノミー的な取り組みがだいぶ進んでいます。そういったことを踏まえると、これからの時代にそういった活用を考えたときに、現在の道路をどう改善していくかということを示すのがマスタープランではないかなと思っています。研究的な要素になるかとは思いますが、そういった一面も追加していただきたいと思っております。また、道路に関しては、街路樹など

の景観の問題もありますので、緑の基本計画もありますが、方針的なものをマスタープランにコメントされるのがいいと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

自転車ネットワークの方針については、全体構想の 41 頁に記載させていただいています。具体化していくのは先になります。こういった方針を基に研究していきたいというところがございます。また、街路樹についてもマスタープランに記載をしておりますが、もう少し分かりやすい記載にしていきたいと思っております。

G 委員

15 頁のところに、高齢者等という単語が出てくるのですが、このマスタープランの素案のなかに、子どもや障がい者といった言葉が出てこないという印象があるのですが。その点についていかがでしょうか。都市づくりの課題のところに高齢者といった記載があって、それに対しての方針が全体構想や地区構想に記載されていると思います。課題意識のところに高齢者だけではなく、子どもなどの単語があったほうが、方針の記載内容については子どもにも関連することだということがわかりやすいのではないのでしょうか。

事務局

課題のところに子どもや障がい者といった記載はありませんが、そういう方々の視点がないわけではなく、公園については、子どもたちが使いやすいようにという記載を入れておりますし、安全・安心なまちづくりの方針では、ユニバーサルデザインという考え方の記述もございます。誰もがというところで、子ども、大人、障がい者の皆さんが住みやすいまちにという思いで記載しております。不足しているというご意見ですので、記載方法を見直しさせていただければと思います。

C 委員

10 頁にありますバス交通に関してですが、アンケートの結果にもありますが、市民のバス交通の利便性の満足度は低く、それに関して充実や改善を図っていくことで対応していくと記載がありますので、ぜひ進めていくべきだと思います。もう一方でソフト面の視点として、バスの乗車券の支援といった経済的なことも含めて市が補助していくなど、ハード面とソフト面でやっていかなければいけないと思うのですがこの点に関して考え方を伺いたいと思います。

86 頁の海老名南ジャンクションの関係についてですが、既存ストックの活用と記載がありますので、スマートインターをあの場所に設置したらどうかということなどを研究していくのかなと思っています。一方で、公園計画では同じ用地に公園を設置していくとなっておりますが、このことについて整合性がとれているのでしょうか。

73 頁の海老名駅自由通路に関してですが、自由通路を県道 40 号まで延伸を進めるという記載になっています。自由通路の延伸については、過去に費用、手法などについて検証をされ、結構な金額がかかるだろうということで、その時点では検討・研究しているということ理解していますが、この素案では延伸させることが明確に記載されています。延伸することについて言い切ってしまうのか、また、延伸するにしても、当面は右折レーンを設置していくとか、交差点の信号を変えるといったソフト面の対応が必要なのではないかと思います。若干関連することとして、下今泉門沢橋線について県事業によりオーバースタップとして整備することになっておりますが、根本的な問題の背景として右折車の問題があると思います。例えば、右折レーンを整備してもらうように県に要望していくとか、そういった現実的な当面の対応も必要なのではないかと思います。そういった検討や研究はどうなっているのか、あるいはそういったことに関してはやるつもりがないのかについて伺えればと思います。

会長

バス交通のソフト面での対応、ジャンクション付近へのスマートインターチェンジの設置、自由通路の延伸、下今泉門沢橋線・県道 40 号沿いの右折レーン、以上 4 点について、事務局お願いします。

事務局

まず、都市マスタープランは20年後の将来を見据え、こういうふうになってほしいということを含めてまちづくりの将来像を描いたものとなっており、実施計画とは異なり、可能性が低いものであっても記載しているということをご理解いただきたいと思います。

バス交通について、ソフト面の具体的な内容については、都市マスタープランには記載しきれない部分があります。交通の計画であれば、地域交通網計画などを踏まえて、事業課で検討していくことになります。また、福祉的な視点もございまして、個々具体的なことまでは記載しておりません。今後そういったことにつきましては、検討、研究してまいりたいと考えています。

ジャンクション等の既存ストックについてですが、現状、どういった活用をするのかについての具体的内容については決まっておられません。今後、地域からの要望等も踏まえまして、色々な活用の仕方について検討、研究してまいります。

自由通路の延伸についてですが、現状、政策決定はされていませんが、将来的なことを考えると必要な部分でありますので、進めるという記載をしております。

下今泉門沢橋線のオーバーパスについては、県事業として進めているところですが、将来的なことを考え、都市計画道路として4車線が欲しいという将来像がありますので、事業の促進という記載をしております。個別の部分については、担当部局で調整して、県へ要望をしております。

H委員

最近、防災に関して注目されているところですので、防災部局や地域防災計画などと連携しながら、都市マスタープランの地位を更に高めていただきたいと思います。

また、今回の生産緑地については、他の自治体を見てもほとんどが減少しているというのが実態で、このように新規指定によって増えたということは珍しく、良いことだと思います。営農をする人が少ないとは思いますが、そういったところも含めて、基準の見直しもしながら拡大していくということを、ぜひ考えていただきたい。

最後に、まちづくりの推進というところになりますが、今回まちづくり条例ができて、市民と一緒にまちづくりを進めていくとなっており、都市マスタープランでも基本理念と役割、制度について記載がありますので、今後、これを市民にどう周知していくとか、どのように推進していくかなどについても、少し付け加えていただければと思います。

細かいところで言うと、現況地図など縮尺を入れていただけたら、サイズが分かりやすいかなと思います。

会長

以上で本件については終わりたいと思います。事務局においては貴重な要望・意見等が出ておりますので、参考にして事務を進めていただきたいと思います。以上で都市マスタープランの関係については終了にしたいと思います。